

吹田市街路樹再整備計画【概要版】

背景

吹田市の街路樹は、市のブランドの一つである都市のみどり環境として、良好な景観の形成、都市の魅力の向上に寄与しています。一方で、整備後数十年が経過し、大径木化・高齢木化の進行による諸問題の顕在化や財政面の制約等が課題となっており、街路樹管理における取組の再構築が必要となっています。



吹田市の街路樹

目的

「吹田市街路樹再整備計画」(以下、本計画)は、吹田市における街路樹再整備の実行計画として策定するものです。

吹田市街路樹再整備計画策定の目的

街路樹の成長に伴う大径木化・高齢木化等の課題に対し、将来を見据えた計画的な再整備、適正管理の推進により、吹田市のブランドの一つである豊かなみどり環境の充実を図り、安全性の確保、都市魅力の向上、管理コストの縮減に資することを目的とする。



位置付け

本計画は、「吹田市道路・公園樹木適正管理指針(2018.3)」(以下、指針)に基づいて策定されるものであり、計画の策定にあたっては、街路樹に関する各種調査結果を反映するとともに、歩道整備に関する関連計画との整合性を図ります。

街路樹管理に関する基本方針

吹田市道路・公園樹木適正管理指針(2018.3)

準拠

吹田市街路樹再整備計画(2024.1)

- 路線ごとの課題整理
- 課題解決方針
- 再整備優先度・手法設定

反映

歩道整備に関する関連計画

バリアフリーに関する各種計画(策定中)
その他の計画や事業予定

街路樹に関する各種調査

吹田市樹木健全度調査 他(2014~実施中)

準拠

優先順位に基づく街路樹再整備の実施

※各種関連計画や再整備実施状況、樹木健全度調査結果を踏まえ5年後に見直しを実施



吹田市街路樹再整備計画の位置付け

現状と課題

再整備計画は、指針に示された「再整備基準」に基づいて検討します。

4項目の再整備基準
(指針に示す再整備基準)



再整備基準-1

既に多くの樹木が伐採されており、良好な景観を維持することが困難な区間



再整備基準-2

根上りによる縁石や舗装の持ち上がり、ガードレールや道路標識との干渉が多く見られる区間



再整備基準-3

健全度調査において、外観診断の総合評価がDと判定された樹木が多くある区間

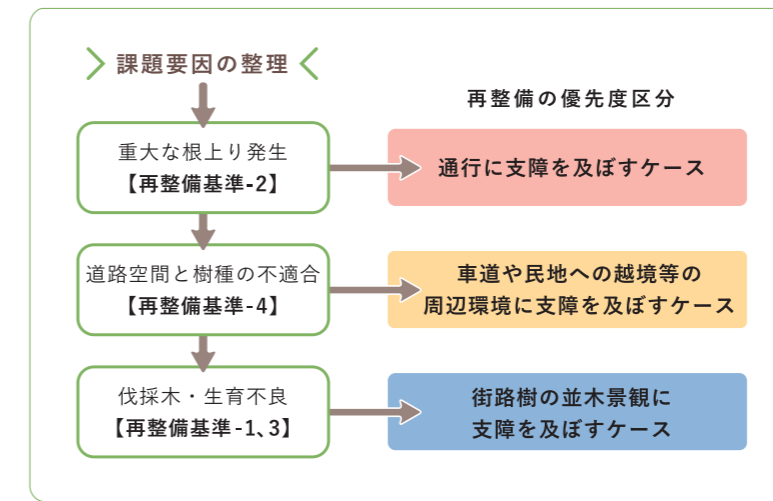


再整備基準-4

現に健全な樹木が多くても、大径木化・高齢木化等により道路の区域内で健全な樹形や良好な景観が維持できなくなると予想される区間

対象路線の抽出と優先度設定

再整備における優先度については、「通行への支障」を再優先とし、次いで、「周辺環境への様々な支障」、「街路樹景観への支障」の順とします。

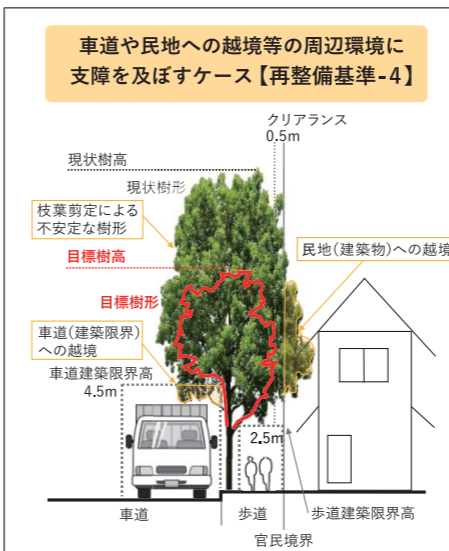


再整備計画の優先度設定フロー



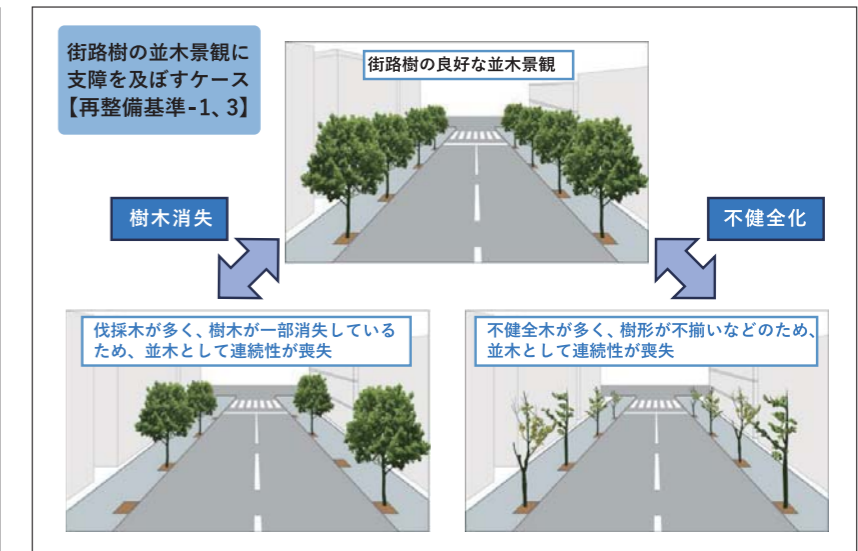
課題の影響度

根上りによる歩道の不陸や段差等で歩行者がつかずくなど、通行に支障：**深刻な影響**



課題の影響度

大径木化した樹木が歩道空間に適した目標樹形より大きく、民地への越境等の周辺環境に様々な支障：**影響中程度**



課題の影響度

伐採木や不健全な樹木により、並木としての連続性が失われているため、街路樹としての並木景観の機能に支障：**影響小**

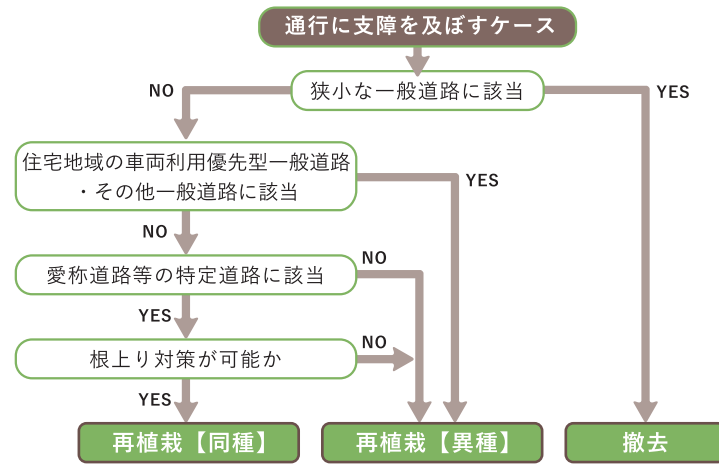
再整備優先度検討項目の影響度

再整備対策の選定

再整備は、

- ①再植栽【同種】、②再植栽【異種】、③撤去の3つの対策とします。

- ①再植栽【同種】：既植木の伐採・撤去後、改めて同じ樹種（高木）を植栽
- ②再植栽【異種】：既植木の伐採・撤去後、異なる樹種（高木又は中木）を植栽
- ③撤去：既植木を伐採・撤去



再整備対策の選定手順（ケース1：通行に支障を及ぼすケース）

道路分類	再整備の基本的な考え方（指針）	選定条件		再整備対策		
		愛称道路等の特定道路※1	根上り対策	再植栽【同種】	再植栽【異種】	撤去
高規格道路	大木となる並木形成シンボルロード	該当	対策可	●		
		該当なし	不可		●	
・主要な道路 ・住宅地域の幹線道路	高木による並木形成	該当	対策可	●		
		該当なし	不可		●	
・住宅地域の車両利用優先型一般道路 ・住宅地域のその他の一般道路	中木による並木形成	—	—	●※2	●	
商業地域の道路	緑陰形成のための高木配置	該当	対策可	●		
		該当なし	不可		●	
工業地域の道路	同一樹種による連続植栽（広い植栽間隔：12～15m）	該当	対策可	●		
		該当なし	不可		●	
狭小な一般道路	道路緑化の廃止	—	—			●

再整備対策の選定（ケース1：通行に支障を及ぼすケース）

※1：特定道路とは、愛称道路、緑化重点地区、伝統文化道路、歴史的地区・景観形成地区・風致地区、駅前通り等シンボルロード、バリアフリー道路特定事業に該当するもの ※2：特定道路については、根上り対策が可能な場合は、再植栽【同種】も選択肢の一つとするもの

道路分類	高規格道路	主要な道路	住宅地域の幹線道路	住宅地域の車両利用優先型一般道路
イメージ				
再整備方針	大木となる並木形成等により、シンボルロードとしての風格を形成	高木による連続した並木を形成（樹木等による歩車道分離）	高木による連続した並木を形成（樹木等による歩車道分離）	中木による連続した並木を形成
道路分類	住宅地域のその他一般道路	商業地域の道路	工業地域の道路	狭小な一般道路
イメージ				
再整備方針	中木による連続した並木を形成	緑陰形成のための高木を配置	同一樹種による連続した樹木を植栽（広めの植栽間隔12m～15m程度により見通し確保）	原則として道路緑化を廃止

道路分類上の再整備の基本的な考え方

出典：吹田市道路・公園樹木適正管理指針（2018.3）

再整備実施計画（案）

令和6年1月時点における「街路樹再整備実施計画」として、対象路線15箇所の再整備対策（案）を設定しました。ただし、今後、関連計画等との整合、住民要望への対応等を踏まえて適宜更新を図っていくこととします。

区間番号	路線名	道路分類	特定道路	主な課題	主な樹種	施工情報		再整備対策			
						施工本数（本）	施工延長（km）	再植栽【同種】	再植栽【異種】	撤去	
5409	中央環状山田東線	居住地域のその他一般道路	愛称道路（千里丘あおば通り）	通行に支障を及ぼすケース	ケヤキ	274	1.9	（●※）	●		
63	古江台11号線	居住地域のその他一般道路	—		ナンキンハゼ	74	1.0		●		
97②	藤白台2号線	居住地域のその他一般道路	—		タイワンフウ	18	0.2		●		
317	津雲台34号線	居住地域の車両利用優先型一般道路	景観形成地区		クスノキ	37	0.3	（●※）	●		
444	佐竹台29号線	居住地域のその他一般道路	—		アメリカフウ	26	0.2		●		
474②	春日7号線	居住地域の車両利用優先型一般道路	—		ケヤキ	10	0.1		●		
1294	芳野町5号線	工業地域の道路	—		サクラ	26	0.2		●		
2563	岸部北118号線	居住地域の車両利用優先型一般道路	伝統文化道路		クロマツ	22	0.3	（●※）	●		
357②	高野台21号線	居住地域のその他一般道路	景観形成地区		ケヤキ	35	0.3	（●※）	●		
735	清水1号線	居住地域の車両利用優先型一般道路	—		ケヤキ	18	0.2		●		
1990	川園日の出1号線	居住地域のその他一般道路	—		周辺環境に様々な支障を及ぼすケース	ケヤキ	123	0.5		●	
5009①	津雲高野線	居住地域のその他一般道路	—			ケヤキ	48	0.3		●	
5011	山田西団地中央線	居住地域のその他一般道路	—			ケヤキ	201	1.1		●	
5012①	山田佐井寺岸部線	居住地域の幹線道路	愛称道路（こもれば通り）			ケヤキ	186	1.1	●		
5017	春日中央線	商業地域の道路	緑化重点地区			サクラ	13	0.1	●		

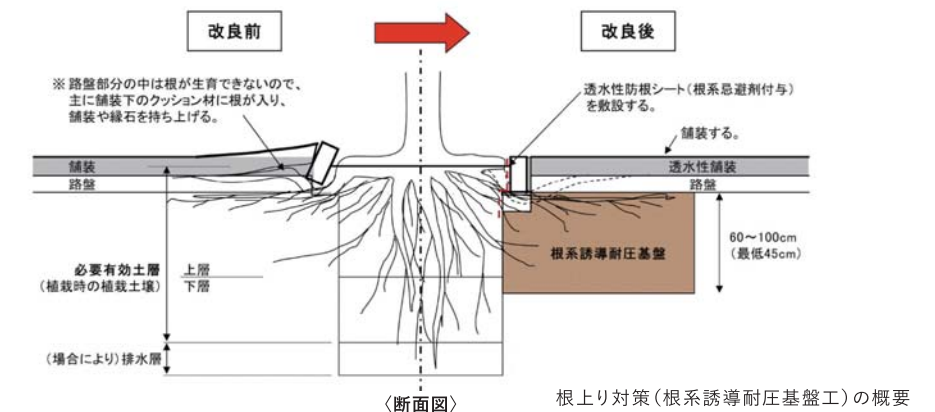
※根上り対策が可能な場合や住民要望がある場合は、再植栽【同種】も選択肢の一つとする。

再整備計画路線（15路線）における再整備対策（令和6年1月時点）

工種の概要

種名	クロガネモチ	イロハモミジ	サルスベリ	常緑ヤマボウシ
写真				
区分	常緑樹	落葉樹	落葉樹	常緑樹
自然樹高	15m	5m	15m	5m

再植栽【異種】における植栽候補樹木一覧



根上り対策（根系誘導耐圧基盤工）の概要